

第 11 回放射性廃棄物ワーキンググループにおける 「とりまとめ（案）」に関する意見

平成 26 年 4 月 30 日

放射性廃棄物ワーキンググループ委員

東京電機大学 寿楽 浩太

本来は本 WG の会合には万障を排して出席すべきところ、以前から予定されていた海外出張のため、誠に遺憾ながら欠席のやむなしとなりました。大変申し訳ありません。本日の会合では「中間とりまとめ（案）」に対してパブリックコメントにて寄せられたご意見も踏まえ、同案についての最終的な審議が行われるものと理解しているところ、以下の各点について、書面にて意見を提出いたします。

1. 第三者評価の役割を委ねる対象としての原子力委員会の位置づけについて
 - ・ 原子力委員会設置法改正案が政府から提出されているところ、その内容に原子力利用を推進する政策立案の機能を残す旨とも受け取れる内容が含まれるとの報道がなされた。この点について、事実関係を事務局において確認・説明いただいた上で、上記の解釈が実際に適当であると思われる場合には、本 WG の「中間とりまとめ（案）」における標記に関する提案について、加筆修正が必要となる可能性もあると考える。以下に詳細を述べる。
 - ・ 「中間とりまとめ（案）」は、「可逆性・回収可能性を実効的に担保し、段階的な社会的合意形成を図っていく観点から、処分方法を含めた最終処分政策や国・NUMO の取組を定期的に評価し、必要に応じ抜本的な見直しを講じていく必要」(p.31)を指摘し、「“行司役”的視点に立った第三者評価を実施する仕組みを整備すべき」(同)とした上で、原子力委員会のあり方について、原子力利用の推進をはかる機関としての役割を見直すべきとの検討が行われた経緯を紹介して、「新しい組織が設立された際には、そうした組織に第三者評価の役割を担ってもらうことも 1 つの有力な選択肢である」と考える」(同)と提案している。
 - ・ 原子力委員会をこのような方向で改組すべきとの提案は、政府の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」が取りまとめた報告(平成 25 年 12 月 10 日付)で明確に打ち出されたものであり、第 10 回 WG にて本文書の内容を審議した段階では、この方向性が政府の基本的な方針であるとの理解が委員ならびに事務局の間

で共有されていたものとする。

- ・ ところが、去る 4 月 18 日付けの複数の報道機関の報道では、同日閣議決定された原子力委員会設置法改正案においては、改組後の原子力委員会の役割に、原子力政策についての「基本的な考え方」の策定を含むこととなったとされている。また、これに先立つ 4 月 11 日には、山本一太科学技術担当大臣から、このような方針が自由民主党の会合において表明されたとも報道されている。
- ・ この「基本的な考え方」の性質や趣旨は詳しく明らかにされていないが、原子力政策全般に関するものと考えられる。したがって、その中に原子力利用の推進に関する事柄が含まれる可能性もあると解釈されうる。
- ・ 他方、「中間取りまとめ（案）」は、改組後の原子力委員会が「原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動する」（「中間取りまとめ（案）」p.31）ことを前提としている。
- ・ もし、改組後の原子力委員会の役割にこうした原子力利用の推進に関する事項が含まれる場合には、この前提が大きく変化する。この場合、同委員会に対して放射性廃棄物処分政策・事業に関する第三者評価の役割を期待することそのものが必ずしも適切ではなくなる可能性がある。
- ・ この点については、今般のパブリックコメントにおいても複数のご意見が懸念を表明しているところでもある。
- ・ そこで、事務局において同法改正案における原子力委員会の位置づけや役割を確認いただいた上で、その結果をご説明いただき、引き続き原子力委員会に第三者評価の役割を期待することが適当であるか、確認することが必要と考える。
- ・ なお、現状の当該部分の記述（「中間とりまとめ（案）」p.31 の最終段落）においても、あくまでも改組後の原子力委員会には原子力政策の総合的な調整の機能（ならびに原子力利用推進の役割）が委ねられないことを前提とした提案である旨の記述がなされているが、上記の確認の結果を踏まえ、必要と思われる場合には、この点を強調する修文を加えることも検討すべきだと考える。

2. 増田委員長の東京電力株式会社社外取締役就任見通しとの発表・報道に関して

- ・ 標記の件をめぐって、パブリックコメントにおいて懸念ないし批判のご意見が寄せられている。
- ・ 小生としては、増田委員長が将来において、実際に同社の社外取締役に就任されることがあったとしても、そのこと自体が必ず公表され、利益相反上の疑義が生じた際にはその都度、確認する道筋が開かれると考えられるため、利益相反に対する不

適切な対処が今後、必然的に生じるとは思われず、また、現時点ですでに深刻な利益相反が発生しているとの認識に立つ必要もないと考えている。

- ・ しかし、他方で、同社は高レベル放射性廃棄物の発生に責任を負うべき事業者であるので、高レベル放射性廃棄物処分政策・事業の主要な利害関係者であるし、また、同社福島原子力発電所事故の発生ならびにその後の経緯等にも鑑みる必要があると思われる。
- ・ したがって、利益相反の発生について懸念を示す意見が示されることそのものは正当であり、これには真摯に応答すべきだと考える。
- ・ 本 WG としては、委員長ご本人から直接のご説明をいただいて、利益相反が実際に生じていないことを確認し、積極的に説明責任を果たしていくことで、この点について寄せられたご懸念を払拭することが大切ではないかと考える。
- ・ ついては、委員長におかれては、本件について本 WG の場で明快なご説明をいただき、寄せられたご懸念やご批判の解消を図っていただくよう、ぜひご対応をお願いしたい。

3. 「中間とりまとめ」の今後の扱いについて

- ・ 本日の審議を経て、近々に「中間とりまとめ」が最終的にまとめられ、経済産業大臣に対して報告されるとともに、広く一般に公表されるものと思われるが、何よりも重要なことは、この文書の提案を受け、政府において高レベル放射性廃棄物管理・処分政策や事業実施体制をどのように見直し、また遂行するかである。
- ・ 経済産業省においては、本文書を受けて、どのような政策・制度の変更を行うのか、機を逸することなく適時に明示するとともに、本文書の提案内容にもあるように、その内容について、定期的な評価を受けて継続的な改善に努めるよう、また、そのための仕組みを早急に整備するよう、改めて強くお願いするものである。
- ・ なお、この際には、今回パブリックコメントで寄せられたご意見の多くが、原子力政策全体について社会的議論を深める必要性、そのことと高レベル放射性廃棄物処分問題の不可分な関わり、従来の原子力政策・行政・事業の問題点等について言及された、大変厳しいご批判や深いご懸念を示すものであったことを特に意識して、それらのご指摘に対して正面から真摯に応答し、政策・行政・事業の抜本的な改善・修正・変更に踏み切ることを恐れず、信頼回復に向けていっそう尽力いただくよう、併せてお願いするものである。

以 上